# 第３回柳泉園組合・東村山市加入協議会会議録

１　開催日時　令和８年７月１日（水）　午後５時５５分から午後６時５７分まで

２　開催場所　柳泉園組合管理棟３階見学者説明室

３　会議次第

（１）報告事項

ア　幹事会における調査・検討内容の中間報告について

（２）協議事項

ア　柳泉園組合既存施設に関する事項

（ア）東村山市燃やせるごみの搬入時期について

イ　柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

（ア）東村山市の柳泉園組合への加入時期について

ウ　東村山市加入に伴う諸課題

（ア）加入時負担金と単年度負担金の考え方について

（３）その他

４　出 席 者　会長　富田　竜馬　（柳泉園組合管理者、東久留米市長）
委員　原田　ひろみ（清瀬市長）
委員　池澤　隆史　（西東京市長）
委員　渡部　　尚　（東村山市長）

≪事務局≫
山下　一美（事務局長事務取扱助役）
米持　　譲（総務課長）
上里　直樹（総務課庶務文書係長）
松本　賢一（総務課庶務文書係主査）

５　開会

会　　長　第３回柳泉園組合・東村山市加入協議会を開催する。次第に入る前に、柳泉園組合議会にて、新施設において東村山市燃やせるごみ以外も処理をお願いしている理由の確認について求められており、このことについて伺う。

委　　員　柳泉園組合の新しい不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターが稼働される令和１９年度には、不燃・粗大ごみやびん・缶などを処理する当市リサイクルセンターは、廃棄物処理施設の耐用年数が一般的に２０年程度とされる中、稼働から２３年目を迎え、施設の更新時期を迎える。この施設の更新にあたり、国が策定する「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」等では、リサイクル施設についても効率性と高度化

の観点から、広域化・集約化の検討が求められている。

このことから、東村山市が単独で施設を更新するよりも、広域的なごみ処理体制に参画する方がより望ましいと捉え、令和９年度から想定されている施設整備基本計画の検討へ東村山市も参加させていただき、将来的には、柳泉園組合新清掃施設において、柳泉園組合が処理されると思われる燃やせるごみ及び燃やせるごみ以外についても処理をお願いしたいと申し入れた次第である。

６　会議内容

【１　報告事項　ア　幹事会における調査・検討内容の中間報告について】

事 務 局　柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第６条第５項に従い、事務局より資料に沿って幹事会における調査・検討内容の中間報告を行った。
（第３回柳泉園組合・東村山市加入協議会資料、別紙１、別紙２、別紙３、交通量等調査業務委託業務報告書及び実証実験に伴う各種測定結果比較参照）

会　　長　幹事会における調査・検討内容の中間報告についてご質問、ご意見等あれば伺う。

一　　同　特になし。

【２　協議事項　ア　柳泉園組合既存施設に関する事項　（ア）東村山市燃やせるごみの搬入時期について】

会　　長　東村山市燃やせるごみの搬入時期について、別紙１、協議項目１に関する資料の５ページ、柳泉園組合既存施設に関する事項の幹事会結論のとおり、令和１０年４月１日からと決定することに異議はあるか。

一　　同　異議なし。

会　　長　東村山市燃やせるごみの搬入時期について、令和１０年４月１日からとする。

【３　協議事項　イ　柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項　（ア）東村山市の柳泉園組合への加入時期について】

会　　長　東村山市の柳泉園組合への加入時期について、別紙２、協議項目２に関する資料の６ページ、柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項の幹事会結論のとおり、令和９年４月１日と決定することに異議はあるか。

一　　同　異議なし。

会　　長　東村山市の柳泉園組合への加入時期について、令和９年４月１日とする。

【４　協議事項　ウ　東村山市加入に伴う諸課題　（ア）加入時負担金と単年度負担金の考え方について】

会　　長　加入時負担金と単年度負担金の考え方について、支払う立場の東村山市において何かご意見等はあるか。

委　　員　加入負担金並びに加入初年度の単年度負担金の考え方については、いずれも承知した。

また、加入負担金について、別紙３、協議項目３に関する資料の１ページに記載のとおり、柳泉園組合が計画している新清掃施設整備事業における可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの全てが稼働するまでに支払うことも承知した。

委　　員　加入負担金の具体的な支払い時期や時期毎の額などの支払いの考え方についてご教示願う。

委　　員　支払いの考え方について、柳泉園組合並びに構成市に説明し、理解していただくことは必要であると認識している。本日の第３回柳泉園組合・東村山市加入協議会では、加入負担金の金額はお示しいただいていないため、金額の提示をいただいた段階で当市の支払いについての考え方を示すのが妥当であると考えている。ご理解をいただくようお願いする。

委　　員　引き続き協議を続けてまいりたいと考えており、よろしくお願いする。

会　　長　他に何かあるか。

一　　同　特になし。

会　　長　加入時負担金と単年度負担金の考え方について、別紙３、協議項目３に関する資料の１ページ及び２ページのとおり決定することに異議はあるか。

一　　同　異議なし。

会　　長　加入時負担金と単年度負担金の考え方は、資料のとおりとする。

【５　その他】

特になし。